平成２８年（フ）第３２３４号
東京都練馬区北町２丁目12―１―509
債務者　田口芙美江
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２３５号
東京都板橋区赤塚４丁目11―３―108
債務者　室伏　哲郎
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２３６号
東京都板橋区徳丸４丁目14―１　板橋昭和ビル徳丸101
債務者　稲邊　裕基
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２３９号
東京都足立区六町４丁目７―11―202
債務者　永浦　峰雄
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２４４号
東京都足立区花畑３丁目32―７　第10新井ビル403
債務者　九里　辰雄
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２４５号
東京都大田区田園調布本町27―９―101
債務者　畠山　　清
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２４８号
東京都荒川区南千住２丁目33―１―1208
債務者　中村　光輝
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２５９号
東京都練馬区春日町１丁目18―19―207
債務者　今泉　　功
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第２４１号
神奈川県相模原市中央区光が丘１丁目５番２号　ふじみコーポ202　（申立時の住所）札幌市中央区南17条西９丁目１番20号　ノーザンコート山鼻Ｉ102号
債務者（破産者）　須川　慶太
1　主文　当裁判所が平成28年３月８日午後５時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「札幌市中央区南17条西９丁目１番20号　ノーザンコート山鼻Ｉ102号」とあるのを「神奈川県相模原市中央区光が丘１丁目５番２号　ふじみコーポ202　（申立時の住所）札幌市中央区南17条西９丁目１番20号　ノーザンコート山鼻Ｉ102号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年５月９日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３７号
千葉県君津市人見２丁目19番５号
破産者　守　　圭市
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１２４６２号
東京都杉並区桃井２丁目16―３―202
破産者　佐藤　文彦
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９８９号
東京都渋谷区恵比寿４丁目４番８号　第一伊藤ビル６階、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区恵比寿４丁目４番９号
破産者　株式会社インサイドメディア
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５２号
名古屋市中区栄４丁目17番18号
破産者　株式会社アイエスジー
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８号
釧路市南大通１丁目２番３号
破産者　スタンダード石油株式会社
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４２２号
埼玉県川越市大字府川1338番地５
破産者　株式会社ミクサス
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８５１号
東京都江戸川区中葛西１丁目32番６号　コトヒルズ603号、住民票上の住所東京都江戸川区中葛西５丁目32番７号　共立ビル401
破産者　阿部　勝彦
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部